特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(補助金部分) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

島根県教育委員会

公表日

令和7年5月2日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	・特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を都道府県が全部又は一部を支弁する。支弁区分決定は、収入額・需要額調書による。 ・特定個人ファイルは、次の事務に使用している。①保護者等の経済的負担能力を測定するため、収入額・需要額調書に収入に関する市町村の証明書を添付させる、②「収入額」を算定する、③前年12月末日現在の同一生計世帯の世帯構成(住所、年齢等)に基づいて「世帯員数」「年齢」「世帯の住居による地域の級地区分」などの保護基準を用いて「需要額」を測定する、④支弁区分(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を決定し、学校及び保護者に通知する。
③システムの名称	統合宛名管理システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	ν Α
支弁区分決定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 ②島根県条例第51号
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 ②島根県条例第51号
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	教育庁特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	:-訂正-利用停止請求
請求先	教育庁特別支援教育課
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ
連絡先	教育庁特別支援教育課
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				1万人未満)万人未満		
	いつ時点の計数か		令和7年2月1日 時点					
2. 取扱者勢	· 数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年2月1日 時点					
3. 重大事	· 枚							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	不設計画書の性料		
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 までは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
されている。			
	++n.10 //	- 1 - 12 10 10 1 - 1	
2. 特定個人情報の入手(†	育報提供ネットリークシス・ 	アムを通じた人	、手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[O]委託しない
4. 特定個人情報ファイルの 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	り取扱いの委託 [1	[O]委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
委託先における不正な使用	[-	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる	[【 (委託や情報提供ネットワー	-	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている じた提供を除く。) 【 O] 提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[【 (委託や情報提供ネットワー	- -クシステムを通]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている じた提供を除く。) 【〇]提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	[(委託や情報提供ネットワー	- -クシステムを通] [<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(入手) [O] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[(委託や情報提供ネットワー [ステムとの接続	- -クシステムを通] [<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている どた提供を除く。) [O] 提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている (選択肢> 1) 特に力を入れている (選択肢> 1) 特に力を入れている (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 十分である

73 TV	3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	端末は主担当のみがアクセスを行うように、鍵付きの引き出しにて管理を行っている。

変更箇所

変更日 項目 変更前の記載 変更後の記載 提出時期 提出時期に 令和4年2月18日 II 1. 対象人数の計数時点 令和3年2月1日時点 令和4年2月16日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 計価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 計価書の定期的 うものであり、重 記録のおり、重 記録の記録の計数時点 令和6年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 計価書の定期的 うものであり。 事後 計価書の定期的 うものであり。 事後 計価書の定期的 うものであり、 重 計価書の定期的 うものであり、 重 計価書の定期的 うものであり。 事後 計価書の定期的 うものでありま またのであり。 事後 計価書の定期的 うものでありまたのでありまたのでありまためる。 またのでありまたのであ	な要な要な要な要な要な見な見な見な見な見な見な見な見な見な見な見な見を見をしましまで見変直要しまな見を見ままりままりまま。 ではには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
令和4年2月18日 II 1. 対象人数の計数時点 令和3年2月1日時点 令和4年2月16日時点 事後 うものであり、重 令和4年2月18日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和3年2月1日時点 令和4年2月16日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和5年3月13日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和4年2月16日時点 令和5年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 1. 対象人数の計数時点 令和5年2月1日時点 令和6年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和5年2月1日時点 令和6年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 1. ③システムの名称 令和5年2月1日時点 令和6年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 1. 対象人数の計数時点 令和6年2月1日時点 令和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和7年5月2日 II 1. 対象人数の計数時点 令和6年2月1日時点 令和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 会和7年2月1日時点 今和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 事後	要な見変更した変更を変更を変更を変更を変更を見変更を見変更を見変更を見変更を見変更を見変更を見
令和4年2月18日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和3年2月1日時点 令和4年2月16日時点 事後 評価書の定期的	な要な見な要な要な要な更な見な見変直変更したにには、で見変でので見なりでである。では変でである。では変でである。では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
令和5年3月13日 II 1. 対象人数の計数時点 令和4年2月16日時点 令和5年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 1. 対象人数の計数時点 令和5年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和5年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 常価書の定期的 うものであり、重 令和7年5月2日 II 1. 対象人数の計数時点 令和6年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 評価書の定期的 うものであり、重 常価書の定期的 うものであり、重 常価書の定期的 うものであり、重 常価書の定期的 うものであり、重 常価書の定期的 うものであり、重 常価書の定期的 うものであり、重 常価書の定期的 うものであり、重 な 評価書の定期的 っちのであり、重 な 評価書の定期的 っちのであり であり、重 な 評価書の定期的 っちのであり、重 な 記述 の っちのであり であり であり であり であり であり であり であり であり であり	な見直しに伴該 要な見変更しに該 要見を変更して 要して変更して 要して 要して 要して 要して で 要して で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
〒和3年3月13日 II 2. 取扱有数の計数時点 〒和4年2月16日時点 〒和3年2月1日時点 事後 うものであり、重 令和6年3月6日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和5年2月1日時点 令和6年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和5年2月1日時点 令和6年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 1. ③システムの名称 統合宛名管理システム 中間サーバ 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和7年5月2日 II 1. 対象人数の計数時点 令和6年2月1日時点 令和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 会和7年5月2日 II 2. 取扱者数の計数時点 今和6年2月1日時点 会和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重	<u>要な変更に該</u> な見直しに伴 要な変更に該 な見直しに伴
〒和16年3月6日 II 1. 対象人数の計数時点 〒和16年2月1日時点 〒和16年2月1日時点 事後 うものであり、重 令和6年3月6日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和5年2月1日時点 令和6年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和6年3月6日 II 1. ③システムの名称 統合宛名管理システム 中間サーバ 事後 評価書の定期的 うものであり、重 令和7年5月2日 II 1. 対象人数の計数時点 令和6年2月1日時点 令和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 会和7年5月2日 II 2. 取扱者数の計数時点 今和6年2月1日時点 会和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重	要な変更に該 な見直しに伴
市和6年3月6日 II 2. 取扱有数の計数時点 市和5年2月1日時点 市和6年3月6日 II 1. ③システムの名称 統合宛名管理システム 中間サーバ 事後 令和7年5月2日 II 1. 対象人数の計数時点 令和6年2月1日時点 令和7年2月1日時点 事後 会和7年5月2日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和6年2月1日時点 会和7年2月1日時点 事後 会和7年5月2日 II 2. 取扱者数の計数時点 会和6年2月1日時点 会和7年2月1日時点 事後	
令和7年5月2日 II 1. 対象人数の計数時点 令和6年2月1日時点 令和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的 うものであり、重 会和7年5月2日 II 2. 取扱者数の計数時点 令和6年2月1日時点 会和7年2月1日時点 事後 評価書の定期的	
〒和/年5月2日 II 1. 対象人数の計数時点 〒和0年2月1日時点 〒和/年2月1日時点 〒和/年2月1日時点 〒和/年2月1日時点 京後 評価書の定期的	
	要な変更に該